

吉川市国民保護協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉川市国民保護協議会条例(平成18年吉川市条例第17号)第5条及び吉川市市民参画条例施行規則(平成17年2月吉川市規則第12号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、吉川市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集するときは、会議の日時、場所及び議事を定め、会議開催の日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関等に属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(会議録の作成)

第4条 規則第10条の規定による会議録の作成方法は、録音機器を使用した要点記録とする。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、吉川市市民参画条例(平成16年吉川市条例第15号)及び規則の定めるところによる。

(傍聴申込み)

第6条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿(以下「受付簿」という。)に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体については、受付簿に団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 受付簿に前2項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

4 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、協議会が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

(傍聴人の定員)

第7条 傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員は、会議を行う場所(以下「会場」という。)の広さを考慮し、その都度定めるものとする。

(傍聴人の入場制限)

第8条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者
- (4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者

2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、秘密会を開くことを協議会が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民生活部市民安全課において処理する。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年7月24日から施行する。